

自働車保管場所証明申請書の記載例及び記載要領

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。

※ 数字とアルファベットははっきり区別して記入してください。

ゼロ オー ディー イー アイ ニ セット ブイ ユー

〔0とO又はD、1とI、2とZ、VとU〕などに注意してください。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ECT-54	ECT54-B300789	長さ 4 6 5 幅 1 6 9 高さ 1 5 8 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		横浜市中区海岸通2丁目4番1号	
自動車の保管場所の位置		横浜市中区海岸通1丁目28番1号 日本駐車場No.2	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
申請書の提出日を記入		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
提出先は、保管場所を管轄する警察署です。		〇〇〇 警察署長 殿	
申請者		住所 横浜市中区海岸通2丁目4番1号 氏名 神奈川 太郎 電話 045-211-1212	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日			
警察署長 印			
使用権原		新規・代替	
自己 他人・共有		新規 登録 前車 横浜000あ0000 代替 番号等 現車 横浜111あ1111	

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付加の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で右に詰めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。
《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示又は地番表記で記入してください。
区画番号がある場合は記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証上の使用者欄にあたる箇所です。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
※氏名にはフリガナをつけてください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名・法人代表者の肩書き・氏名を併記してください。

【使用権原】
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。

- 自己単独所有→自己
○他人所有→他人
○申請者を含む複数人の共有→共有

【連絡先】
日中間い合わせ可能な
連絡先（携帯電話番号
等）を記入してください。

【新規・代替】
・新規又は追加で保管場所に保管する場合
→新規
・保管中の自動車と入れ替えし保管する場合
→代替

【前車・現車】
〔前車〕
代替車両の登録番号又は車台番号を記入してください。
〔現車〕
申請に係る自動車に登録番号があれば記入してください。

※ 申請手数料
証明書交付申請 2100円
証明書再交付申請 400円